

第 20 号議案

足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

足立区障がい者福祉手当条例（昭和 49 年足立区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の項、4 の項及び 5 の項中「4, 000 円」を「7, 750 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区障がい者福祉手当条例別表の規定は、令和 7 年 4 月以後の月分の障がい者福祉手当の支給について適用し、同年 3 月以前の月分の障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

障がい者福祉手当の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。